

赤平市の人事行政の運営状況

職員任免(採用・退職)状況

平成25年度における職員の任免状況については、総数で採用者数が14人、退職者数が8人となっており、市役所(市立病院以外の市の施設を含む)と市立病院の人数は、表1のとおりとなっています。

表1: 職員の任免(採用・退職)状況 [26年4月1日現在、教育長含む]

区分	職種	採用者数	退職者数	現在職員数
市役所	一般行政職	8人	2人	168人
	医療職	0人	0人	
	小計	8人	2人	
市立病院	一般行政職	0人	0人	98人
	医療職	6人	6人	
	小計	6人	6人	
合計		14人	8人	266人

※平成26年4月1日現在職員数は地方公共団体定員管理調査より

定員適正化の目標

市では、定員適正化計画に基づき、平成23年3月31日までに、58人(12.6%)の削減を目標としていましたが、現在は消防の広域化を含み195人(42.4%)の削減となっています。

表2: 定員適正化の進捗状況

区分	総職員数	病院除く
H17. 4. 1 現在	460名	274名
H18. 4. 1 現在	439名(4.6%減)	260名(5.1%減)
H19. 4. 1 現在	394名(14.3%減)	238名(13.1%減)
H20. 4. 1 現在	310名(32.6%減)	185名(32.5%減)
H21. 4. 1 現在	314名(31.7%減)	189名(31.0%減)
H22. 4. 1 現在	309名(32.8%減)	190名(30.7%減)
H23. 4. 1 現在	288名(37.4%減)	193名(29.6%減)
H24. 4. 1 現在	291名(36.7%減)	195名(28.8%減)
H25. 4. 1 現在	295名(35.9%減)	198名(27.7%減)
H26. 4. 1 現在	265名(42.4%減)	167名(39.1%減)

職員派遣研修の実施状況

市では、職員の能力を開発し、地方公共団体の能率向上を図るため、職員研修を行っています。

北海道自治政策研修センターの研修に総数で17人の職員を派遣しています。

公平委員会などの審査など

市職員が、給与、勤務時間、その他の勤務条件について適当な措置を行うよう要求したり、分限や懲戒などの処分を受けたりした場合の不服申し立ての機関として、市は公平委員会を設置しています。委員会では勤務条件に関する措置要求や不服申し立てがあった場合に、任命権者の人事権が適正に行き渡るよう助言や審査などを行います。

市では、人事行政の運営状況などを公表することを目的に、「赤平市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を平成17年6月14日から施行しました。

この条例により公表する項目のうち、今回は平成25年度の任免・服務などの状況についてお知らせします。

問合せ 総務課職員係 ☎32-2211

職員の勤務条件

職員の標準的な勤務時間は表3のとおりで、1日の勤務時間は7時間45分です。また年次有給休暇や育児休業の取得状況、時間外勤務などの状況は下記(表4~6)のとおりとなっています。

(市立病院含まず)

表3: 標準的な勤務時間

1週間の勤務時間	38時間45分
業務開始時間	8時30分
業務終了時間	17時00分
休憩時間	12時15分~13時00分

表4: 一般職員年次有給休暇の取得状況

総付与日数	4,698日
総使用日数	1,113日
全対象職員数	118人
平均取得日数	9.4日
消化率	23.7%

[25年1月1日~25年12月31日]

※平均取得日数は、(総使用日数 / 全対象職員数)となります。

※消化率は、(総使用日数 / 総付与日数 × 100)となります。

表5: 育児休業の取得状況 (市立病院含まず)

新たに取得	女性 1人	前年度から引き続き	女性 1人
-------	-------	-----------	-------

表6: 時間外勤務および休日勤務の状況 (市立病院含まず)

時間外・休日勤務総時間数	年間 13,309時間
職員一人当たりの平均	年間 72時間

分限及び懲戒などの処分

職員が心身の故障などにより職務を十分に果たし得ない場合など、公務能率の維持を図るために行う分限処分と、職員の服務義務違反に対し道義的責任を追及し、行政秩序の維持を図るため行う懲戒処分があり、それぞれ事由と処分の種類が定められています。なお、市では懲戒処分者までには至らない義務違反においても、その事実関係により口頭(厳重注意)または書面(訓告)により戒める処分があります。

平成24年度の処分者数は、次のとおりとなっています。

分限処分者	→2人 (心身の故障(長期病休))
懲戒処分者	→なし
訓告など	→3人 全体の奉仕者としてふさわしくない非行(交通法規違反など)

職員の営利企業などの従事許可

地方公務員は、営利企業などに従事することは原則として制限されていますが、任命権者が職務の遂行に悪影響を及ぼさないと判断した場合は、営利企業などに従事することを許可できるものとなっており、その許可の状況は下記のとおりです。

許可人数	→15人 報酬を得て事業または事務に従事する場合(講師など)
------	--------------------------------